

平成29年9月25日

各 位

会 社 名 技研興業株式会社

代表者名 代表取締役社長 関 一郎

(コード: 9764、東証第2部)

問合せ先 取締役管理本部長 佐々木 ベジ

(TEL. 03-3398-8500)

臨時株主総会の開催及び定款の一部変更に関するお知らせ

平成29年9月25日開催の取締役会において、平成29年9月7日付公表の「単独株式移転による持株会社設立に関するお知らせ」に記載の株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に関する株式移転計画及び定款の一部変更をご承認いただくための臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 臨時株主総会の日時・場所及び付議議案
- (1) 臨時株主総会の日時・場所

日時: 平成29年11月6日(月) 午前10時

場所:東京杉並区阿佐谷南三丁目7番2号

技研興業株式会社 地下会議室

(2) 臨時株主総会の付議議案

第一号議案:株式移転計画承認の件 第二号議案:定款一部変更の件

2. 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第15条に定時株主総会の議決権の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において第一号議案が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

このため、定時株主総会の議決権の基準日制度は廃止し、現行定款第 15 条を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第 16 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

なお、当該変更は、本臨時株主総会において第一号議案及び第二号議案が承認されること、平成 30 年 1 月 8 日までに本株式移転の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件 として、平成 30 年 1 月 9 日にその効力を生じるものといたします。

3. 定款変更の内容

本定款変更の内容は、下記のとおりであります。

現行定款	変更案
(定時総会の基準日)	
第15条 当会社の定時株主総議決権基準日は、毎年	(削除)
3月31とする。	
第 <u>16</u> 条~第 <u>34</u> 条(条文省略)	第 <u>15 条</u> ~第 <u>33 条</u> (現行どおり)

4. 日程

臨時株主総会開催日(予定)平成29年11月6日(月)定款変更の効力発生日(予定)平成30年1月9日(火)

以上